

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

- ◇公安規則 聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則
- ◇公安告示 鳥取県公安委員会聴聞規程の廃止

公安委員会規則

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第一号

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法令の規定に基づいて行なう聴聞及び弁明の機会の供与に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(聴聞の場所)

第二条 聴聞は、鳥取県警察本部又は鳥取県米子警察署において行なうものとする。ただし、公安委員会が必要があると認めるときは、その他の場所においても行なうことができる。

(聴聞の通知)

第三条 聴聞を受ける者に対する聴聞の通知は、法令に規定する期日まで様式第一号による通知書により行なわなければならない。

(聴聞の期日の変更)

第四条 前条の規定による聴聞の通知を受けた者は、病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日に出頭できないときは、様式第二号による申請書により聴聞の期日の変更を申請することができる。

2 公安委員会は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは様式第三号による通知書により、不適当と認めるときは様式第四号による通知書によりその旨を申請者に通知しなければならない。

い。

(代理人選任届)

第五条 聴聞を受ける者は、聴聞に代理人を出頭させようとするときは、あらかじめ、様式第五号による届書を公安委員会に提出しなければならない。

(聴聞の方法)

第六条 聴聞は、口頭審問の方法により行なうものとする。

(聴聞の開始)

第七条 公安委員会は、聴聞を開始しようとするときは、聴聞に出頭した者が、当該聴聞を受ける者又はその代理人であることを確かめたうえで、聴聞を開始しなければならない。

(発言の禁止等)

第八条 公安委員会は、聴聞の場において、聴聞に出頭した者に聴聞の秩序を乱す言動があつたときは、その者の発言を禁止し、若しくは制限し、又はその者に対し退場を命ずることができる。

(聴聞調書)

第九条 公安委員会は、聴聞が終わつたときは、様式第六号による調書を作成しなければならない。

(弁明の場所)

第十条 弁明の場所は、鳥取県警察本部又は弁明をする者(以下「弁明者」という。)の住所地を管轄する警察署とする。

(弁明の機会の供与の通知)

第十一条 弁明の機会の供与の通知は、様式第七号による通知書により行なわなければならない。

(弁明の方法等)

第十二条 弁明者は、口頭又は書面により弁明をすることができる。

2 公安委員会は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、様式第八号による調書を作成し、弁明終了後弁明者に読み聞かせて誤りのないことを確認させた後、当該調書に署名及び押印させなければならない。

(聴聞に関する規定の準用)

第十三条 第四条の規定は、弁明の機会の供与に関する手続について準用する。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の供与に関する手続について必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十三年三月十六日から施行する。

(鳥取県道路交通法施行細則の一部改正)

2 鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号 削除

様式第1号

聴 聞 通 知 書

年 月 日

住 所
氏 名

殿

鳥 取 県 公 安 委 員 会 團

法第 条第 項の規定に基づき聴聞を下記のとおり行な
いますので、出頭されるよう通知します。

記

1 処分をしようとする理由

2 聴聞の期日

3 聴聞の場所

様式第2号

聴 聞 (弁明) 期 日 変 更 申 請 書

年 月 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

印

下記の理由により 年 月 日付けで通知を受けた聴聞(弁明)の
期日に出頭できませんので、当該期日を変更していただくよう申請します。

記

様式第3号

聴聞 (弁明) 期日変更承認通知書

年 月 日

住 所
氏 名

殿

鳥 取 県 公 安 委 員 会 團

年 月 日付で申請のあった聴聞 (弁明) の期日の変更について
は、下記のとおり承認します。

記

1 変更前の聴聞 (弁明) の期日

2 変更後の聴聞 (弁明) の期日

様式第4号

聴聞 (弁明) 期日変更不承認通知書

年 月 日

住 所
氏 名

殿

鳥 取 県 公 安 委 員 会 團

年 月 日付で申請のあった聴聞 (弁明) の期日の変更について
は、下記の理由により承認できませんのでご了承ください。

記

様式第5号

代 理 人 選 任 届

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

住 所
氏 名



下記の者を私の代理人に選任し、 年 月 日行なわれる聴聞に私の代理人として出頭させます。

記

代 理 人	住 所			
	氏 名			
	職 業		年 齡	
本人との関係				
代理人選任 の理由				

様式第6号

公安委員会		

聴聞調書

聴聞を受ける者	本籍	
	住所	
	氏名	年 月 日生
聴聞の件名		
年 月 日 において行なつた上記の者に係る聴聞の状況は、下記のとおりである。		
記		
出席者	公安委員	
	聴聞を受ける者 又はその代理人	
	その他の出頭者	
聴聞の経過及び陳述等の状況		

様式第7号

弁明の機会の特許通知書

年 月 日

住所
氏名

殿

鳥取県公安委員会 印

の規定による弁明の機会を下記のとおり与えますので、出頭されるよう通知
します。

記

処分をしよう とする理由	
弁明の日時	
弁明の場所	

備考

弁明は、口頭による弁明に代えて弁明の日時までに弁明書を提出して行なうことができます。

様式第8号

弁 明 調 書

弁 明 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

弁 明 の 内 容

Large empty rectangular area for the statement content.

私の口頭による弁明が、上記の録取と誤りのないことを確認します。

年 月 日

氏 名

㊟

録 取 者

㊟

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

鳥取県公安委員会聴聞規程（昭和二十五年四月鳥取県公安委員会告示第二号）は、昭和四十三年三月十五日限り廃止する。

昭和四十三年三月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 藏